
アース・ルーフ
Earth  oof 設計基準書

Grain

NO. 1



項目	確認事項	備考	確認																																		
1、気象環境	① 強風地域・強風場所 「平成12年度建設省告示1458号に基づく風圧力」と「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準じて求めた許容耐風性能値に基づき、施工可能な地域を設定しています。 いちじるしい、強風地域・強風場所は施工不可となります。																																				
2、敷地条件	② 積雪地域 積雪地域の施工に付いては瓦の凹みができるおそれがあります。																																				
3、高所屋根	③ 火山・温泉地域 火山灰の吹き込みによる防水性の低下、腐食性ガスによる基材の劣化がある可能性が高いために、使用に付いては十分考慮してください。																																				
4、屋根形状	① 狭隘地域 ② 防火・準防火地域 瓦自信に認定は有りませんので、認定がある下地材を使用してください。																																				
5、屋根上の突起物	① 3階以上に屋根は使用不可。																																				
6、小屋裏換気	① 複雑な屋根には使用不可。																																				
7、勾配と最大流れ	① 住宅金融公庫の基準に基づく小屋裏換気は必ず必要です。																																				
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>場 所</th> <th>必要面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排気口</td> <td>棟の頂上部</td> <td>1 / 1,600</td> </tr> <tr> <td>吸気口</td> <td>軒裏</td> <td>1 / 900</td> </tr> </tbody> </table>		場 所	必要面積	排気口	棟の頂上部	1 / 1,600	吸気口	軒裏	1 / 900																											
	場 所	必要面積																																			
排気口	棟の頂上部	1 / 1,600																																			
吸気口	軒裏	1 / 900																																			
	一般地区																																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状 \ 勾配</th> <th colspan="6">勾配と最大流れ長さ</th> </tr> <tr> <th>2.5/10</th> <th>3/10</th> <th>4/10</th> <th>4.5/10</th> <th>6/10以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切妻</td> <td>不可</td> <td>7 m</td> <td>1.3 m</td> <td>1.6 m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄棟</td> <td>不可</td> <td>5 m</td> <td>1.0 m</td> <td>1.3 m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水シート</td> <td colspan="6">ゴムアスルーフィング</td> </tr> </tbody> </table>	形状 \ 勾配	勾配と最大流れ長さ						2.5/10	3/10	4/10	4.5/10	6/10以上		切妻	不可	7 m	1.3 m	1.6 m			寄棟	不可	5 m	1.0 m	1.3 m			防水シート	ゴムアスルーフィング							
形状 \ 勾配	勾配と最大流れ長さ																																				
	2.5/10	3/10	4/10	4.5/10	6/10以上																																
切妻	不可	7 m	1.3 m	1.6 m																																	
寄棟	不可	5 m	1.0 m	1.3 m																																	
防水シート	ゴムアスルーフィング																																				
	年間平均最深積雪量30～100mmの地域																																				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状 \ 勾配</th> <th colspan="6">勾配と最大流れ長さ</th> </tr> <tr> <th>2.5/10</th> <th>3/10</th> <th>4/10</th> <th>4.5/10</th> <th>6/10以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切妻</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>1.3 m</td> <td>1.6 m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄棟</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>1.0 m</td> <td>1.3 m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防水シート</td> <td colspan="6">ルーフィング+ゴムアスルーフィング</td> </tr> </tbody> </table>	形状 \ 勾配	勾配と最大流れ長さ						2.5/10	3/10	4/10	4.5/10	6/10以上		切妻	不可	不可	1.3 m	1.6 m			寄棟	不可	不可	1.0 m	1.3 m			防水シート	ルーフィング+ゴムアスルーフィング							
形状 \ 勾配	勾配と最大流れ長さ																																				
	2.5/10	3/10	4/10	4.5/10	6/10以上																																
切妻	不可	不可	1.3 m	1.6 m																																	
寄棟	不可	不可	1.0 m	1.3 m																																	
防水シート	ルーフィング+ゴムアスルーフィング																																				

項目	確認事項	備考	確認																																																						
8、屋根下地	<table border="1" data-bbox="517 271 1265 562"> <tr> <td rowspan="2">木造軸組工法</td> <td>垂木 間隔</td> <td>500mm以下</td> </tr> <tr> <td>野地板 種類</td> <td>普通合板Ⅰ類 9mm以上 構造用合板Ⅰ級 9mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">枠組壁工法</td> <td>垂木 間隔</td> <td>500mm以下</td> </tr> <tr> <td>野地板 種類</td> <td>構造用合板Ⅰ級 8mm以上 合板継ぎ手に受け材が必要</td> </tr> <tr> <td>RC屋根</td> <td colspan="2">別設計の、瓦葺施工が出来るように</td> </tr> </table> <p data-bbox="517 600 1265 741"> 注意 屋根下地はふりくが無く、たわみが無いように施工してください。 普通合板Ⅱ類は使用しないでください。 合板の接着剤はタイプⅠを使用してください。 </p>	木造軸組工法	垂木 間隔	500mm以下	野地板 種類	普通合板Ⅰ類 9mm以上 構造用合板Ⅰ級 9mm以上	枠組壁工法	垂木 間隔	500mm以下	野地板 種類	構造用合板Ⅰ級 8mm以上 合板継ぎ手に受け材が必要	RC屋根	別設計の、瓦葺施工が出来るように																																												
木造軸組工法	垂木 間隔		500mm以下																																																						
	野地板 種類	普通合板Ⅰ類 9mm以上 構造用合板Ⅰ級 9mm以上																																																							
枠組壁工法	垂木 間隔	500mm以下																																																							
	野地板 種類	構造用合板Ⅰ級 8mm以上 合板継ぎ手に受け材が必要																																																							
RC屋根	別設計の、瓦葺施工が出来るように																																																								
9、風圧力の計算	<p data-bbox="485 779 962 846"> ① 屋根葺き材の風圧力の計算 建設省告示第1458号・第1454号 </p> $W = q C f$ <p data-bbox="826 891 1137 992"> W 風圧力 (N/m²) q 平均速度圧 (N/m²) C f ピーク風力係数 </p> $q = 0.6 E_r V_0^2$ <p data-bbox="826 1037 1177 1104"> E_r 平均速度の鉛直方向分布 V₀ 基準速度 </p> <p data-bbox="485 1106 938 1137"> ② E_r : 平均風速の鉛直方向分布を表す </p> <table border="1" data-bbox="571 1211 1018 1357"> <tr> <td>H ≤ Z_b</td> <td>E_r 1.7 $\left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)$</td> </tr> <tr> <td>H > Z_b</td> <td>E_r 1.7 $\left(\frac{H}{Z_G} \right)$</td> </tr> </table> <p data-bbox="517 1395 946 1426"> 建築物の高さと軒の高さとの平均 (m) </p> <table border="1" data-bbox="544 1462 1074 1608"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z_b (m)</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>Z_G (m)</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>450</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>0.10</td> <td>0.15</td> <td>0.20</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="517 1644 659 1675"> E_R 係数一覧 </p> <table border="1" data-bbox="544 1682 1074 1933"> <thead> <tr> <th>H (m)</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>1,150</td> <td>0.899</td> <td>0.692</td> <td rowspan="6">0.577</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1,171</td> <td>0.924</td> <td>0.717</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1,189</td> <td>0.946</td> <td>0.740</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>1,205</td> <td>0.965</td> <td>0.760</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>1,220</td> <td>0.982</td> <td>0.778</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>1,233</td> <td>0.998</td> <td>0.794</td> </tr> </tbody> </table>	H ≤ Z _b	E _r 1.7 $\left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)$	H > Z _b	E _r 1.7 $\left(\frac{H}{Z_G} \right)$	地表面粗度区分	I	II	III	IV	Z _b (m)	5	5	5	10	Z _G (m)	250	350	450	550	α	0.10	0.15	0.20	0.27	H (m)	I	II	III	IV	5	1,150	0.899	0.692	0.577	6	1,171	0.924	0.717	7	1,189	0.946	0.740	8	1,205	0.965	0.760	9	1,220	0.982	0.778	10	1,233	0.998	0.794		
H ≤ Z _b	E _r 1.7 $\left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)$																																																								
H > Z _b	E _r 1.7 $\left(\frac{H}{Z_G} \right)$																																																								
地表面粗度区分	I	II	III	IV																																																					
Z _b (m)	5	5	5	10																																																					
Z _G (m)	250	350	450	550																																																					
α	0.10	0.15	0.20	0.27																																																					
H (m)	I	II	III	IV																																																					
5	1,150	0.899	0.692	0.577																																																					
6	1,171	0.924	0.717																																																						
7	1,189	0.946	0.740																																																						
8	1,205	0.965	0.760																																																						
9	1,220	0.982	0.778																																																						
10	1,233	0.998	0.794																																																						

設計基準	風力区分
------	------

項目	確認事項	備考	確認																													
10、地表面粗度区分	<p>都市計画区域外にあって極めて平坦で障害物が無いものとして特定行政庁が規則で定める区域。</p> <p>都市計画区域外にあって、地表面粗度区分Ⅰの区域。(建築物の高さが13m以下の場合は除く。) 又は、都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離がm以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500m以内の地域。 (ただし建築物の高さが13m以下である場合、又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ建築物の高さが31m以下である場合を除く。)</p> <p>地表面粗度区分Ⅰ、Ⅱ又はⅣ以外の</p> <p>都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域。</p>	<p>《区分要約》</p> <table border="1"> <tr> <td>Ⅱ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * 海岸線及び海岸線から200m以内の地域高さ13mを超える建築物。 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域。高さ31mを超える建築物 </td> </tr> <tr> <td>Ⅲ・Ⅳ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * 高さ13m以下の建築物 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域で高さ31m以下の建築物 </td> </tr> </table>	Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> * 海岸線及び海岸線から200m以内の地域高さ13mを超える建築物。 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域。高さ31mを超える建築物 	Ⅲ・Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> * 高さ13m以下の建築物 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域で高さ31m以下の建築物 																										
Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> * 海岸線及び海岸線から200m以内の地域高さ13mを超える建築物。 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域。高さ31mを超える建築物 																															
Ⅲ・Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> * 高さ13m以下の建築物 * 海岸線及び湖岸線から200mを超え500m以内の地域で高さ31m以下の建築物 																															
	<p>② Cr ピーク風力係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部位 勾配目安</th> <th colspan="3">屋根勾配</th> </tr> <tr> <th>約2寸以下</th> <th>約4寸</th> <th>約6寸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 平部</td> <td colspan="3">-2.5</td> </tr> <tr> <td>b 軒先・ケラバ・棟部</td> <td colspan="3">-3.2</td> </tr> <tr> <td>c 軒角部</td> <td>-4.3</td> <td colspan="2">-3.2</td> </tr> <tr> <td>d 棟角部</td> <td>-3.2</td> <td>-5.4</td> <td>-3.2</td> </tr> </tbody> </table>	部位 勾配目安	屋根勾配			約2寸以下	約4寸	約6寸	a 平部	-2.5			b 軒先・ケラバ・棟部	-3.2			c 軒角部	-4.3	-3.2		d 棟角部	-3.2	-5.4	-3.2								
部位 勾配目安	屋根勾配																															
	約2寸以下	約4寸	約6寸																													
a 平部	-2.5																															
b 軒先・ケラバ・棟部	-3.2																															
c 軒角部	-4.3	-3.2																														
d 棟角部	-3.2	-5.4	-3.2																													
10、耐風基準	<p>① 本基準は「平成12年度建設省告示1458号に基づく風圧力」と「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」に準じて求めた許容耐風性能値に基づき、施工可能な地域を設定しています。</p> <p>② 3階建て、10m以下の建物に適用いたします。</p> <p>③ 建物高さは軒たかと棟たかの平均値とし、1m未満は切り上げた数値。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">立地条件</th> <th colspan="9">基準風速 V0 (m/s)</th> <th rowspan="2">沖縄</th> </tr> <tr> <th>30</th> <th>32</th> <th>34</th> <th>36</th> <th>38</th> <th>40</th> <th>42</th> <th>44</th> <th>46</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地区</td> <td></td> <td colspan="3">施工可能</td> <td></td> <td colspan="3">施工不可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	立地条件	基準風速 V0 (m/s)									沖縄	30	32	34	36	38	40	42	44	46	一般地区		施工可能				施工不可				
立地条件	基準風速 V0 (m/s)									沖縄																						
	30	32	34	36	38	40	42	44	46																							
一般地区		施工可能				施工不可																										

新規作成	20110901	改定年月日	改定年月日	改定年月日
------	----------	-------	-------	-------

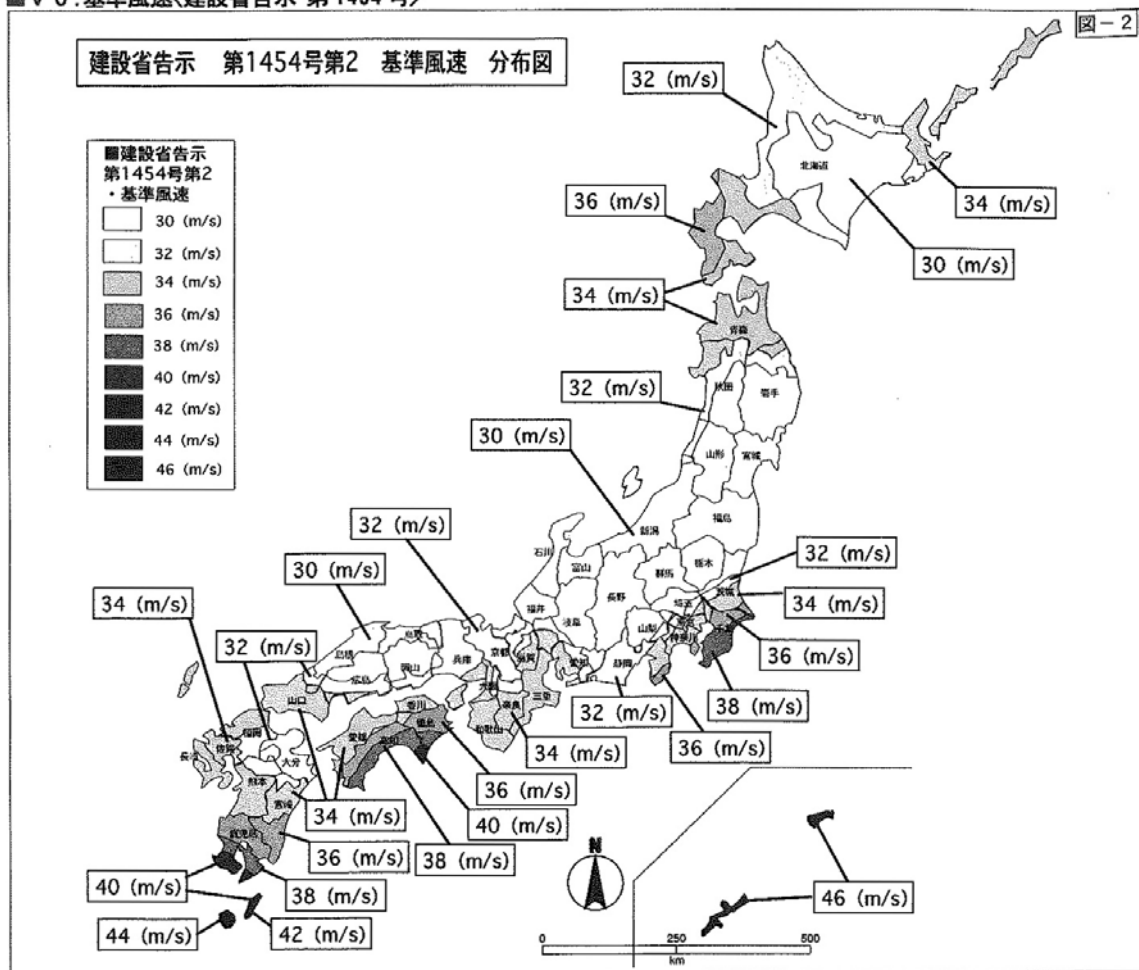
項目

確認事項

備考

確認

■V o: 基準風速(建設省告示 第1454号)



基準風速	地域
30 m/s	以下に掲げる地域以外の地域
32 m/s	<p>北海道のうち 札幌市 小樽市 網走市 留萌市 稚内市 江別市 紋別市 名寄市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 空知郡のうち 南幌町 夕張郡のうち由仁町及び長沼町 上川郡のうち風連町及び下川町 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 網走郡のうち東藻琴村、女満別町及び美幌町 斜里郡のうち清里町及び小清水町 常呂郡の うち端野町、佐呂間町及び常呂町 紋別郡のうち上湧別町、湧別町、興部町 西興部村及び雄武町 勇払郡のうち追分町及び穂別町 沙流郡のうち平取町 新冠郡 静内郡 三石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 厚岸郡のうち厚岸町 川上郡</p> <p>岩手県のうち 久慈市 岩手郡のうち葛巻町 下閉伊郡のうち田野畑村及び普代村 九戸郡のうち野田村及び山形村 二戸郡</p> <p>秋田県のうち 秋田市 大館市 本荘市 鹿角郡 北秋田郡のうち鷹巣町、内子町、合川町及び上小阿仁村 南秋田郡のうち五城目町、昭和町、八郎潟町、 飯田川町、天王町及び井川町 由利郡のうち仁賀保町、金浦町、象潟町、岩城町及び西目町</p> <p>山形県のうち 鶴岡市 酒田町 西田川郡 飽海郡のうち遊佐町</p> <p>茨城県のうち 水戸市 下妻市 ひたちなか市 東茨城郡のうち内原町 西茨城郡のうち友部町及び岩間町 新治郡のうち八郷町 真壁郡のうち明野町及び 真壁町 結城郡 猿島郡のうち五霞町、猿島町及び境町</p> <p>埼玉県のうち 川越市 大宮市 所沢市 狭山市 上尾市 与野市 入間市 桶川市 久喜市 富士見市 上福岡市 蓮田市 幸手市 北足立郡のうち伊奈町 入間郡 のうち大井町及び三芳町 南埼玉郡 北葛飾郡のうち栗橋町、鷲宮町及び杉戸町</p> <p>東京都のうち 八王子市 立川市 昭島市 日野市 東村山市 福生市 東大和市 武蔵村山市 羽村市 あきる野市 西多摩郡のうち瑞穂町</p> <p>神奈川県のうち 足柄上郡のうち山北町 津久井郡のうち津久井町、相模湖町及び藤野町</p> <p>新潟県のうち 両津市 佐渡郡 岩船郡のうち山北町及び粟島浦村</p> <p>福井県のうち 敦賀市 小浜市 三方郡 遠敷郡 大飯郡</p> <p>山梨県のうち 富士吉田市 南巨摩郡のうち南部町及び富沢町 南都留郡のうち秋山村、道志村、忍野村、山中湖村及び鳴沢村</p>

新規作成

20110901

改定年月日

改定年月日

改定年月日

項目	確認事項	備考	確認
<p>基準風速</p> <p>32 m/s</p>	<p>地域</p> <p>岐阜県のうち 多治見市 関市 美濃市 美濃加茂市 名務原市 可児市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 本巣郡のうち根尾村 山県郡 武儀郡のうち洞戸村及び武芸川町 加茂郡のうち坂祝町及び富加町</p> <p>静岡県のうち 静岡市 浜松市 清水市 富士宮市 島田市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 富士郡 庵原郡 志太郡 榛原郡のうち御前崎町、相良町、榛原町、吉田町及び金谷町 小笠郡 磐田郡のうち浅羽町、福田町、竜洋町及び豊田町 浜名郡 引佐郡のうち細江町及び三ヶ日町</p> <p>愛知県のうち 豊橋市 瀬戸市 春日井市 豊川市 豊田市 小牧市 犬山市 尾張旭市 日進市 愛知郡 丹波郡 額田郡のうち額田町 宝飯郡 西加茂郡のうち三好町</p> <p>滋賀県のうち 大津市 草津市 守山市 滋賀郡 栗太郡 伊香郡 高島郡</p> <p>京都府 大阪府のうち 高槻市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 柏原市 東大阪市 四條畷市 交野市 三島郡 南河内郡のうち太子町、河南町及び千早赤阪村</p> <p>兵庫県のうち 姫路市 相生市 豊岡市 龍野市 赤穂市 西脇市 加西市 篠山市 多可郡 飾磨郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 穴栗郡 城崎郡 出石郡 美方郡 養父郡 朝来郡 氷上郡</p> <p>奈良県のうち 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 添上郡 山辺郡 生駒郡 磯城郡 宇陀郡のうち大宇陀町、茨田町、榛原町及び室生村 高市郡 北葛城郡</p> <p>鳥取県のうち 鳥取市 岩美郡 八頭郡のうち郡家町、船岡町、八東町及び若桜町</p> <p>島根県のうち 益田市 美濃郡のうち匹見町 鹿足郡のうち日原町 隠岐郡</p> <p>岡山県のうち 岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 和気郡のうち日生町 邑久郡 児島郡 都窪郡 浅口郡</p> <p>広島県のうち 広島市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 東広島市 安芸郡のうち府中町 佐伯郡のうち湯来町及び吉和村 山県郡のうち筒賀村 賀茂郡のうち河内町 豊田郡のうち本郷町 御調郡のうち向島町 沼隈郡</p> <p>福岡県のうち 山田市 甘木市 八女市 豊前市 小郡市 嘉穂郡のうち桂川町、稲葉町、確井町及び嘉穂町 朝倉郡 浮羽郡 三井郡 八女郡 田川郡のうち添田町、川崎町、大任町及び赤村 京都郡のうち犀川町 築上郡</p> <p>熊本県のうち 山鹿市 菊池市 玉名郡のうち菊水町、三加和町及び南関町 鹿本郡 菊池郡 阿蘇郡のうち一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村及び西原村</p> <p>大分県のうち 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 西国東郡 東国東郡 速見郡 大分郡のうち野津原町、狭間町及び庄内町 北海郡 南海郡 大野郡 直入郡 下毛郡 宇佐郡</p> <p>宮崎県のうち 西臼杵郡のうち高千穂町及び日之影町 東臼杵郡のうち北川町</p>		
<p>34 m/s</p>	<p>北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 根室市 登別市 伊達市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 斜里郡のうち斜里町 虻田郡 岩内郡のうち共和町 積丹郡 古平郡 余市郡 有珠郡 白老郡 勇払郡のうち早来町、厚真町及び鶴川町 沙流郡のうち門別町 厚岸郡のうち浜中町 野付郡 標津郡 目梨郡 青森県</p> <p>岩手県のうち 二戸市 九戸郡のうち軽米町、種市町、大野村及び九戸村</p> <p>秋田県のうち 能代市 男鹿市 北秋田郡のうち田代町 山本郡 南秋田郡のうち若美町及び大湯村</p> <p>茨城県のうち 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 水海道市 取手市 岩井市 牛久市 つくば市 東茨城郡のうち茨城町、小川町、美野里町及び大洗町 鹿島郡のうち旭村、鉾田町及び大洋村 行方郡のうち麻生町、北浦町及び玉造町 稲敷郡 新治郡のうち霞ヶ浦町、玉里村、千代田町及び新治村 筑波郡 北相馬郡</p> <p>埼玉県のうち 川口市 浦和市 岩槻市 春日部市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 八潮市 三郷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町及び庄和町</p> <p>千葉県のうち 市川市 船橋市 松戸市 野田市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 東葛飾郡 印旛郡のうち白井町</p> <p>東京都のうち 23区 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 国分寺市 国立市 田無市 保谷市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市</p> <p>神奈川県のうち 横浜市 川崎市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 高座郡 中郡 足柄上郡のうち中井町、大井町、松田町及び開成町 足柄下郡 愛甲郡 津久井郡のうち城山町</p> <p>岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 羽島市 羽島郡 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐川郡のうち揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町、春日村及び久瀬村 本巣郡のうち北方町、本巣町、穂積町、菓南町、真正町及び糸貫町</p> <p>静岡県のうち 沼津市 熱海市 三島市 富士市 御殿場市 裾野市 賀茂郡のうち松崎町、西伊豆町及び賀茂村 田方郡 駿東郡</p> <p>愛知県のうち 名古屋市 岡崎市 一宮市 半田市 津島市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 尾西市 稲沢市 東海市 大府市 知多市 知立市 高浜市 岩倉市 豊明市 西春日井郡 栗栗郡 中島郡 海部郡 知多郡 幡豆郡 額田郡のうち幸田町 瀧美郡</p> <p>三重県 滋賀県のうち 彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 野洲郡 甲賀郡 蒲生郡 神崎郡 愛知郡 犬上郡 坂田郡 東浅井郡</p> <p>大阪府のうち 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 貝塚市 守口市 茨木市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市 羽曳野市 門真市 摂津市 高石市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 豊能郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡のうち美原町</p> <p>兵庫県のうち 神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 川辺郡 美嚨郡 加東郡 加古郡 津名郡 三原郡</p> <p>奈良県のうち 五條市 吉野郡 宇陀郡のうち曾爾村及び御杖村</p> <p>和歌山県</p>		

保障内容	保障と免責
------	-------

内 容	項 目	保 障	確 認
1、保障内容	<p>① 表面の退色保障 表面は自然石に着色しています。 表面退色は10年間の保障を致します。</p> <p>② 基材の保障 基材はガルバニウムに保護着色をしています。 基材の錆によって雨漏りに影響が出るようならば、20年間の基材錆保障を致します。</p> <p>③ 雨漏れ 施工ミス 商品不備</p> <p>④ 塩害地域 海岸線から???</p>	<p>10年以内に退色すれば、塗料を、無償提供いたします。 注意) 退色基準は、写真での確認により、弊社が補修が必要と認めた場合。</p> <p>20年以内に錆が出れば、商品が無償提供致します。</p> <p>免責 弊社のPL保険内にて対処致します。</p> <p>保障対象外と致します。</p>	
2、免責事項	<p>① 弊社仕様書に記載された基準に反する工事がなされた、場合。</p> <p>② 標準施工に反する施工、施工者による、施工上の瑕疵、或いは不正施工の場合。</p> <p>③ 弊社標準部品で施工されていない物件。 また、標準部品以外で施工し、それがもとで不備が生じた場合。</p> <p>④ 元請が十分な管理が出来ていなかった場合。 本製品の施工工事以外の工事に不備が生じて、起こした場合。</p> <p>⑤ 建物自体の変形や、変位等による不備。</p> <p>⑥ 内部結露等の外圧によって、建物に狂いが生じた場合。</p> <p>⑦ カビ・塩害等の発生による錆・汚れや変色。</p> <p>⑧ 不備の連絡を怠って長期期間放置した場合。</p> <p>⑨ 入居者又は第三者による維持管理不行きとどき、ならびに故意・過失による場合。</p> <p>⑩ 特殊環境地域における損傷。 ・天災又は地盤・周辺環境からの外圧。 ・焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩害を発生する地域で工場や施設からの粉塵が出た場合。</p>		

新規作成	20110901	改定年月日	改定年月日	改定年月日
------	----------	-------	-------	-------